

（仮称）自治基本条例検討委員会

最終報告書

平成18年（2006年）7月

はじめに

(仮称)自治基本条例検討委員会は、(仮称)自治基本条例に盛り込むべき内容について調査審議しその結果を市長に報告するため、公募市民及び学識経験者を委員として設置されました。

昨年3月から計12回にわたり会議を開催し、昨年9月の「(仮称)自治基本条例を考えるフォーラム」の参加者や各分野の市民団体からのご意見等も参考にしながら検討を進めてきた結果、本報告書のとおり、条例に盛り込むべき項目についての基本的な考え方を取りまとめるとともに、具体的な条例規定のイメージを提示することができました。

市におかれては、これを踏まえて条例案を作成し制定に向けて着実に取り組みを進められるよう、期待いたします。

平成18年(2006年)7月
(仮称)自治基本条例検討委員会
委員長 池田 敏雄

目 次

本 編	1
1 前文について	2
2 目的規定について	4
3 自治の主体について	5
(1) 「市民」の権利及び責務について	5
(2) 市民の信託を受けた「市長」及びその補助機関たる「職員」の 責務並びに市（行政）の組織及び運営の原則について	7
(3) 市民と市（行政）の相互関係のあり方について	10
4 参加の基本理念・原則について	12
5 住民投票について	14
6 コミュニティにおける自治について	16
7 条例の位置づけについて	17
8 議会に関する規定について	18
参 考	19
条文のイメージ	20
資 料	29
① 検討委員会名簿	30
② 検討委員会の取組みの経過	31

本 編

報 告

1 前文について

前文には、次のような項目を盛り込みます。

○制定のねらい、制定に向けた決意

○市民の行動規範（市民憲章）とこれを踏まえた行政運営

前文は、条例の制定のねらいや制定に向けての決意を表明し、これに続く個別の条文を導く役割をもつものです。したがって、「市民自治の創造」を通して地方自治の本旨をよりよく実現していくことが制定のねらいであることを掲げるとともに、豊中市が大切にしてきた人権尊重の視点を踏まえながら、「市民主体のまちづくり」を次の世代に守り伝えていきたいという市民の「思い」を表明します。

また、その思いをかたちにしていくために、市民が自ら、あるいは代表者である議会を通じて行動していく際の規範（市民憲章）として位置づけるとともに、行政にも、これを踏まえて誠実にその役割を遂行していくべきことを求めます。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

（前文）

私たち豊中市民は、これまで、それぞれの時代の社会背景を反映したさまざまな問題をみんなでも話し合い、力をあわせて解決することに努めてきました。未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災も市民の力、地域の力で乗り越え、市民一人ひとりが安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指して、さらなる一歩を踏み出しました。

こうした経験を通して、私たちは、公共領域を「誰が」「どのように」担うのかを決めるのは私たち自身であり、その選択の結果についての責任は最終的に私たち自身が負わなければならないこと、それが市民社会を担う私たちに課せられた使命であること、を認識しました。

いま、地方自治制度の大きな改革の流れの中であって、それぞれの自治体が、独自の創意工夫により自治を充実させていくことが求められています。私たちは、一人ひとりが持つ力を十分に発揮して、豊中市がめざす「自治」のすがたを追求し確立していくことを通して、この使命を全うしていきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、
自分の住むまちに関心を持ち、
まちの課題を自らの課題として受け止め、
情報を共有し、
お互いを尊重しながら話し合いを積み重ねることによって、
よりよい解決方法を見つけ出し、
みんなが責任をもってこれを実行していく

ことを旨として行動することを決意するとともに、私たちの代表である議会及び市長、さらには職員に対し、私たちの決意を重く受け止めてそれぞれの役割を誠実に果たすことを求め、ここにこの条例を制定します。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 自治の基本とする理念を定める。
- 中心として掲げるべき理念は「住民主体のまちづくり」である。
- 市民自身が「市政への参加をより一層推進しなければならない。」と考えるようになることが重要。そのためにこの条例を定めたということを宣言するような表現が必要である。
- 前文には豊中市が他に対して誇るべき特徴を書くべき。
- 自然や環境といった豊中市特有の事柄については、市民の意見を聞き、その内容を含めればよいと思う。
- 豊中市の特徴として掲げるものには、安全や人権、環境といった都市宣言の内容も盛り込んでどうか。
- 都市宣言をしていても、「非核平和」は他の宣言に比べて異質なところから出されているので、前文に含めていくのは適切ではない。
- 前文に書く内容としては、これまで豊中市がもってきた良い部分、誇りとするものを確認し、今後も受け継いでいくということ。そして、これまで不足していたものを反省し、今後の目標として掲げていくことだと考えます。
- 前文はそれに続く条文に反映されるべきものであり、条文に反映できないことを前文に書くのはおかしい。
- 前文に盛り込む必要があるのは、この条例が必要となった社会背景。地方分権化における団体自治と市民自治についてや、公益の担い手の多様化、市民意識の変革による「参加と協働」「市民の主体性」の促進、地域民主主義の確立など。
- 自治基本条例は、市民・議会・行政の三者に関する役割と行動原則、規範を規定した条例でなければならない。「市民憲章」を盛り込んでどうかという意見があったが、そのような形で市民の主体性だけを謳うのではなく、三者がそれぞれ自治の担い手であることも宣言することが必要。

2. 目的規定について

○自治基本条例の目的は、

- ・ これからの自治体運営についての基本的な考え方を定める
- ・ これまでに進めてきた「参加・参画と協働」の基本姿勢に基づく取組みをより安定的、統一的な制度として充実、発展させていく

ことにあります。

自治基本条例を定める目的は、これからの自治体運営についての基本的な考え方を定めるとともに、豊中市がこれまでに進めてきた「参加・参画と協働」の基本姿勢に基づく取組みをより安定的、統一的な制度として充実、発展させていくことにあります。

「目的規定」においては、このことを明らかにします。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(目的)

この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにし、また、その主体間における参加と協働の原則を定めることにより、「自己決定」「自己責任」による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 「住民主体のまちづくり」を市の中心理念に定め、市民の参加・参画をより進めていく。
- 「まちづくり」よりも、“地域における問題解決”とか“地域をいかに運営するか”ということの意味することばのほうが適切ではないか。
- 豊中市はこれまでも参加型のまちづくりを進めてきており、市民活動などに先駆的取り組みを行っている。
- 自治基本条例は、市民が、行政に参加・参画するだけでなく、自ら地域の課題を解決していく主体でもあることを確認し、これからの自治体経営の方向を示す目的ももっているというべきである。
- 自治基本条例の目的は、これまでに進めてきた市民参加・参画の取組みを、条例という「自治体法」の中に明記することによって、より確かなものにするのである。
- 市民・議会・行政（行政には首長・職員も含まれる）という三者に関する役割と行動原則、規範を規定した条例でなければならないと思う。

3. 自治の主体について

(1) 「市民」の権利及び責務について

○市民は、自治の主体として市政に参加する権利を有します。

○市民は、地域の問題に関心をもち、他の市民と課題や情報を共有しながら、議論を尽くして解決方策を見出していく努力を積み重ねていくことが必要です。

市民は、自治の主体として市政に参加する権利を有していますが（「知る権利」の考え方に基づく行政文書の開示請求権を通して具体化されています。）、この権利を行使する際には、自らの発言と行動に伴う責任を自覚したうえで、主体的に問題解決を図っていくことを求められます。そして、そのためには、一人ひとりの市民が「公共」の視点に立って地域の問題に関心をもち、他の市民と課題や情報を共有しながら、議論を尽くして解決方策を見出していく努力を積み重ねていくことが必要です。

こうした観点から、市民の権利と責務を定めていきます。

（なお、市民の範囲については定義規定を設けないこととし、できるだけ多くの市民が参画して問題解決を図ることを基本としつつ、その具体的な範囲については個々の事案に即して定めていきます。）

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(市民の権利)

市民は、市政に参加する権利を有する。

2 市民は、市政に参加し、又は参加しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

市民は、市政に参加する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立ち、他の市民の市政に参加する権利にも配慮するようしなければならない。

2 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力してその解決に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に取り組むよう努めなければならない。

(自治の基本原則)

自治は、市民、事業者及び市が、それぞれの固有の地位に基づく役割や責任を自覚し、また、これを誠実に果たすことを基本として、それぞれの課題に応じて相互に補い合い、あるいは協働することにより推進されなければならない。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 主体である市民の定義が必要。
- 住民は当然に自治の主体である。

3. 自治の主体について

- 自治基本条例に「住民」の定義を置く場合、
 - ・「市内に住所を有する者」と限定しておいて個々具体の事例ごとに範囲を広げていく。
 - ・「市内に住所を有する者」のほかに、通勤・通学その他の「市に関係を有する者」を含めて規定しておき、個々具体の事例ごとに範囲を限定していく。
- 権利義務の主体となる人格を有している法人は住民である。
- 年齢や自治体との関係に応じて権利も変わってくるため、自治基本条例に細かく市民を規定することは困難である。
- 自治体が市民として扱うべき範囲は公民権を持っている人だけでなく、もっと幅広いということを抑えておく。
- 具体の主体は個々の条例で、それぞれの目的に照らして定義されるべき。
- 各市の条例を見ていると、市民の義務、責務というものも規定している。しかしそれは、義務というより、守ろうねというような努力規定であってそれ以上でない。市民を参加に向けて義務付けるのは危険な発想。
- 住民自治をする条例を作るのだから、住民にも、ある程度の主体的な活動が求められる。それを法的義務までするのかどうかは別の問題だが、そういうスタンスなのかどうかは決めないといけないのでは。
- そもそも住民自治とか、住民の視点とか、住民から主役になってするということが前提。当然主体的な活動が求められる。
- 今までの市民参加は、どちらかという行政にとってアリバイ的な存在。それをもうひとつ上の段階にあげることが出来るか。
- 参加する権利を持つ市民は自覚と責任を持たないといけないし、能動的に参加するようにならないといけない。
- 市民同士協力し合うことを条例に規定するとともに、それが義務になるのではなく、ともに自治を進めていく仲間として活動できるよう規定するべきと考えます。
- 公共的な仕組みの中で、個人的な利益のみを実現しようとするようなふるまいはいけないだらう。例えば、「口利き」は、市民が議員に依頼し、議員が行政に伝え、行政がそれに応えるという三者の関係だが、市民が議員に依頼してはいけないという市民の責務に関わる部分もある。

(2) 市民の信託を受けた「市長」及びその補助機関たる「職員」の責務並びに市（行政）の組織及び運営の原則について

○市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、理念と政策の具体化に向けて、人員や予算を効果的に配分し運用します。

○職員は、全体の奉仕者として、適法かつ公正な職務執行はもちろん、市長の掲げる政策の具体化に向け、専門能力を最大限に発揮して施策、事業を企画し実施するとともに、たえず能力向上を図るよう努めます。

○行政組織の運営（計画、人事、予算など）は、施策の「計画」、「実施」、「評価」、「改善」のいずれの段階においても、「わかりやすさ」、「公開性」、「公平・公正」、「効率性」などの諸価値を最大限追求します。

市長は、市民による直接選挙によって、行政運営を託された代表者です。市長候補者には、選挙に際して明確な理念とその実現に向けての政策を掲示することが求められることは言うまでもありませんが、当選した後は、市民の信託に誠実にこたえるため、その理念と政策の具体化に向けて、人員や予算を効果的に配分し運用していかなければなりません。また、市政運営の状況を随時明らかにし市民への説明責任を果たしていくことが必要です。

職員は、全体の奉仕者として、適法かつ公正な職務執行を心がけることはもちろん、市長の掲げる政策の具体化に向け、専門能力を最大限に発揮して施策、事業を企画し実施するとともに、たえず能力向上を図るよう努めなければなりません。

こうした観点から、市長及び職員の責務を定めていきます。

また、市長及び職員によって構成される行政組織の運営（計画、人事、予算など）のあり方についても、施策の「計画」、「実施」、「評価」、「改善」のいずれの段階においても、「わかりやすさ」、「公開性」、「公平・公正」、「効率性」などの諸価値を最大限追求すべきことを定めます。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(市長の権限)

市長は、市の執行機関として、事務を管理し及びこれを執行する権限を有する。

2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策計画を策定し、人事、財政その他の行政機構を適切に指揮してその着実な推進を図らなければならない。

2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の計画の推進状況及びその成果を毎年公表しなければならない。

(職員の責務)

職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するとともに、協働型社会における公益の担い手としての能力の向上を図り、市長の政策の実現に向けて最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

3. 自治の主体について

(市政運営の基本原則)

市は、市政運営が市民及び事業者の負担によって賄われていることにかんがみ、最大限に効率性を発揮してこれを行うものとする。

2 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進するものとする。

3 市は、公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図るものとする。

(総合計画)

市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに即して行うものとする。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、総合計画に即し、かつ、関連する他の計画との間に整合を保つよう配慮するものとする。

(行政組織)

市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、簡素かつ効率的な事務事業の運営に資するものとなるよう十分配慮するものとする。

(行政手続)

市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続を整備するものとする。

(法令の遵守及び自主解釈)

市は、市政運営の公正性及び透明性を確保するため、法令を誠実に遵守し、違法又は不当な事実があった場合は必要な措置を講じるものとする。

2 市は、市の事務に関する法令の適用に当たっては法令の調査研究を重ね、また、その自主的かつ適正な解釈を行うことにより、法務行政を行うものとする。

(情報公開及び個人情報の保護)

市は、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、市民から信頼される開かれた市政を一層推進するため、情報公開の総合的な推進を図るものとする。

2 市は、行政の適正な執行を図ることにより個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

(行政評価)

市は、施策の効果を自ら評価し、評価の結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できるだけ定量的に把握するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、すみやかにその結果を公表するものとする。

(人材育成)

市は、職務に対する高い意欲及び能力をもった職員を育成するため、人事、研修及び職場運営を人材育成の視点で連携させながら、計画的に実施するものとする。

(財政運営)

市は、将来の世代の負担に配慮した計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成するものとする。

2 市は、前項の規定により財政見通しを作成したときは、すみやかにこれを公表するものとする。

(危機管理)

市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を図る体制を構築し、市民及び事業者と一体となって危機事象に対応するものとする。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 行政も自治の重要な担い手であるのだから、行財政運営のあり方についても規定すべきであり、市民との関係でどのように連携していくのかを明示するべきと考える。
- 自治基本条例は市政運営における全体的な規範だから、市長もこの理念に従って政策を行わなければならない。
- 豊中市をよりよい都市にしていくために行政が果たす役割は重大であり、行政自らも責任をもって市政にあたらなければなりません。
- 行政全体の責務とは別に首長、職員と細かく規定する必要がある。そこに心構え、公平性などを書き込むことになると思う。
- 選挙の際に示したマニフェストをどのように具体化していくのか、市長は市民に明らかにしなければならない。
- トップが変わったゆえに、住民の基盤がすべて変わったら、それはまずいのでは。
- 市長が決めたら、それにふさわしい総合計画を作らなければならないと思う。出来てないということは市民の声が反映されていないことになるのでは。
- 市の職員は補助機関として、市長の政策の実現に向けて仕事をせねばならない。
- 行政の連続性というものもある。
- 市民が主体的に参加するためには、情報を共有することが前提です。必要な情報の公開は行政の責務であり、情報が市民に共有された環境の下でこそ市民参加が有益に行われると考えます。
- 市民・議会・行政の三者いずれにもいえることだが、公平性について、「不公平なことはしてはいけない、受けない」ことの担保となるような条文があってしかるべき。特に行政に対してはそれがないと実行性がなくなる。

3. 自治の主体について

(3) 市民と市（行政）の相互関係のあり方について

○市民と市（行政）が「協働」の関係に立つべきことを定めます。

市民は主権者であり、市政運営は市民の付託に基づいて行われるべきものであることは言うまでもありません。しかしながら同時に、豊中市は、市民公益活動推進条例の中で、市（行政）と市民公益活動団体との協働について定めています。

このことを踏まえ、自治基本条例においても、市民が主権者であることを宣言するとともに、公益の実現に向けて自ら組織化を図り、問題解決能力を向上させていこうとする市民の活動に対して、市（行政）は環境整備などの側面的支援を行うこと、そして、市民と市（行政）とは、両者がパートナーとしてともに地域課題の解決に取り組んでいくという「協働」の関係に立つべきことをも定めます。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(目的)

この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにし、また、その主体間における参加と協働の原則を定めることにより、「自己決定」「自己責任」による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

自治は、市民、事業者及び市が、それぞれの固有の地位に基づく役割や責任を自覚し、また、これを誠実に果たすことを基本として、それぞれの課題に応じて相互に補い合い、あるいは協働することにより推進されなければならない。

(協働の原則)

市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づいてこれを進めるようにしなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の過程、成果その他の情報を公開すること。

2 市は、市民又は事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重するものとする。

(パートナーシップ協定)

市は、市民及び事業者と協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定又は実施の過程において相互の役割、責務等を定めたパートナーシップ協定を締結することができる。

2 市及び市民又は事業者は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

○豊中の場合、市民公益活動推進条例というものがある。推進条例の9条で協働についてかかれている。自治基本条例はさらに抽象的、上のレベルの条例なのだから、協働しなければならないというくらいの条文になるのでは。

○行政と市民が対等というのは最終的にはそれが理想。しかしそうなるには、仕事や家庭で忙しく、

3. 自治の主体について

知識もない市民を補う仕組みが必要ではないか。単に文言だけで「対等に」とかではなく、例えば審議会は日曜日にやるというような環境整備を行わなければならない。

- 市と市民が対等というのはおかしい。比べるものでない。市民公益活動推進条例で言っているのは、委託とか協働のパートナーになりうるのは市と市民ではなく、実施主体としてのNPOであったり、行政だったり、事業者だったりという組織。それらは対等でないといけないということ。
- 行政と市民がお互い対立するのではなく、ともに自治を進めていくパートナーとしての関係が必要であり、このような理念を条例に含めていくことが大切だと考えます。
- 市民に出来ることは市民に任せるべきであって、市民レベルでは出来ないことが行政の領域。優先すべきは市民活動なんだということまで書くとなると大きな一歩となる。

4. 参加の基本理念・原則について

4. 参加の基本理念・原則について

○市民が市政に参加する権利をよりよく行使することができるよう、参加の基本理念・原則を定めます。

市長は、市民が市政に参加する権利をよりよく行使することができるよう、参加の機会をできるだけ多く、また、参加の実質を伴ったものとして、確保していく必要があります。

すなわち、施策の「企画」、「実施」、「評価」、「改善」の過程の全体を通して、できるだけ多様な参加の仕組みを設けていくことが求められます。また、参加の結果をどのように活用していくのかを事前にじゅうぶん説明しておくことや、参加の機会を設けるにあたって、年齢や国籍などによる不当な差別を生じないようにすることにも留意することが求められます。

さらに、「情報なくして参加なし」といわれるように、わかりやすく、適切な方法で、適切な時期に、必要な情報が提供されることが、質の高い市民参加を実現する上で必要不可欠な条件です。また、事案の性質上、時間的余裕がない場合や参加になじまない場合などには、そのことを市民に十分に説明することが求められますし、参加に関する苦情に対しても誠実に応答していかなければなりません。

こうした観点から、市民の市政参加に関する基本理念・原則を定めます。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(参加の原則)

市政は、多様な市民の参加のもとに進められなければならない。

2 市は、前項の目的を達するため、施策の企画、実施、評価及び改善のすべてを通して、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めるとともに、年齢又は国籍を理由として参画を不当に制限することのないようにするものとする。

3 市は、参画に関する市民の苦情を誠実に処理するものとする。

(パブリックコメント手続)

市は、市の基本的な施策等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して策定の意思決定を行うものとする。

(附属機関等の委員の選任)

市は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するに当たっては、上記「参加の原則」第1項の規定の趣旨を踏まえた委員構成となるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等の委員の全部又は一部を公募するものとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合その他やむをえないときはこの限りでない。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

○計画は市民参加の対象であると思う。しかし、市の一番基本的な計画として20年間の計画である総合計画、10年の基本計画、3年の実施計画とあるが、どういう施策をどう重点的にやっていくかという具体的なことになると予算方針への参加ということになると思う。

4. 参加の基本理念・原則について

- 予算に関する市民参加は短期間であるため市民にとっても困難。
- 予算編成方針など毎年の市政運営の骨格について市民が意見を言う機会が必要である。
- 技術的に市民参加になじまない計画もある。計画にもバリエーションがあり、それぞれに応じた参加の方法を適用していくべきである。
- 「市民による行政運営の監視」も市民参加になるのではないか。
- 市民とのかかわりが深いものには参加を確保するのが望ましい。
- 計画・条例・予算というふうに参加の対象を決めたり、それぞれにいつの段階で参加できるかといった時期を決めていくより、施策のマネジメントサイクルのすべての段階において市民が参加することができるとしておけばよいのではないか。
- 全国的に確立されているような参加方法については、条例で規定すべき。
- 参加の手法は今後も新しいものが生まれてくるので、個別に詳しく定める必要は無い。
- 市民参加手続の実施が義務づけられていないものは参加が不要、ということではなく、必要に応じて参加の機会を設けるよう努めるべきである。
- 市民に積極的な行政参加を求めるならば情報公開は不可欠であり、市民自治とは市民と情報を共有することから始まると考える。
- 市民が気軽に意見を言うことができる受け皿を作る必要がある。
- 意見が言える機会の裏返しとして、市の答える責任が必要。
- 豊中市は苦情・意見処理をきっちりとしているのだから、これを条例という形で根拠を持たせるべきだ。
- 市民参加を行政の義務とし参加の機会を謳っておいて、それをしなかったからといって手続き上の瑕疵とするのでは、行政が停滞してしまう。理念的な条例である自治基本条例の規定によって訴訟を起こすというのはその精神にも反するし、煩雑な事務を生むことにもつながる。

5. 住民投票について

○市民は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関しては、自らの意思を直接に表明するため、「住民投票」を実施するよう発議できることを定めます。

市民は、自治体としての市の意思決定を議会に、これに基づく行政運営を市長に、それぞれ信託していますが、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関しては、自らの意思を直接に表明するため、条例を定めて「住民投票」を実施するよう発議できる権利を有すると考えられます。（地方自治法に定められた、条例の制定改廃に関する直接請求制度がその根拠となります。）

この住民の権利をより強く保障するためには、住民の発議をそのつど議会が審議するのではなく、予め実施の要件を定めておき当該要件をみたす請求があった場合は住民投票を必ず実施することとする「常設型」の制度を、この条例の中で設けておくことが望ましいといえます。

住民投票の対象とすることができる事項、実施要件、投票権者、成立要件、結果の取扱いなどについてじゅうぶんな検討が必要ですが、自治基本条例は具体的な制度の内容を定めるものではないことから、別の条例で定めることが適切と思われます。

（なお、国政上の問題について住民投票を実施することも、自治体としての意思・態度を決定するものである限り可能と考えられますが、その判断には当然に責任を負わなければならないことをふまえた上で、実施の是非を議論していく必要があります。）

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

（市民投票）

市に住所を有する満 18 歳以上の者（外国人を含む）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その 3 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
- 3 市民投票の投票権を有する者は、市に住所を有する満 18 歳以上の者とする。
- 4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

<注釈>

1. 3 分の 1 という基準は、市民投票の実施を請求しようとする市民に対して、過重な負担を強いるものとなりかねない。
2. 満 18 歳以上とすることで、市民投票の有権者が拡がり、それだけ署名収集の負担や、市民投票の実施に要する経費も増える。2 歳拡げることでどれだけの効果があるのか検討すべきである。
3. 在日外国人の投票資格については、豊中市議会も“定住外国人の地方参政権を求める要望決議”を行っているところから、一定の範囲でこれを認めるべきである。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- あえて自治基本条例で規定しなくても、地方自治法の規定によって、住民投票は可能。
- 投票権者が住民に限定されるわけではないので、「住民投票」より「市民投票」とすべき。
- リコールにより全体として首長の適否を判断してしまうより、個別の政策で市民が決定的に判断できる機会としての住民投票が必要。
- 住民投票にかけるべき内容か否かを判断する規定が必要。市の存立にかかわる事柄など。
- 民意を問う必要があったときに、住民投票のシステムを使うことをあらかじめ議会が了承しているというメリットが常設型にはある。非常設型だとその都度議会に諮らなければならないので、否決されて住民投票ができない可能性がある。
- 住民投票の結果が市長や議会を拘束することは出来ないが、無視して良いというのでは住民投票の意味がなくなってしまう。
- 自治基本条例で、住民投票の結果に対する首長や議会の尊重義務を定めておくことが望ましいのではないか。
- 住民投票の対象には軍事や国家の事も含まれるのか。国政にまで関与するのか。
- 市の権限に属する事項ではないかもしれないが、意見表明権というものはある。

6. コミュニティにおける自治について

6. コミュニティにおける自治について

○市民自治の原点として、「コミュニティにおける自治」を定めます。

地域の課題は、自分にとって身近に感じられる範囲にあるものほど、より明確に認識されるものです。そして、その解決はまず自らが担い、次に地域で助け合って進める—こうした「コミュニティにおける自治」が市民自治の原点であるといえます。

地域住民には、自治会等の地縁型組織の変革・活性化を図り「地域力」の向上をめざすことが求められること、市（行政）には、「コミュニティにおける自治」を尊重するという立場を踏まえつつ、地域自治のしくみづくりの理念や方向性を明確にして住民に働きかけるとともに、行政の縦割り組織と既存の地域組織との単線的なつながりを見直し先行事例の発掘に踏み出す役割が求められること、などを定める必要があります。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(自治の基本原則)

自治は、市民、事業者及び市が、それぞれの固有の地位に基づく役割や責任を自覚し、また、これを誠実に果たすことを基本として、それぞれの課題に応じて相互に補い合い、あるいは協働することにより推進されなければならない。

(地域自治)

市民及び事業者は、地域における自治を推進し、及び課題の解決を図るため、お互いが協議することのできる自主的な組織（以下「地域コミュニティ」という。）を形成することができる。

2 市民及び事業者は、協力、連携及び相互支援を図りながら、地域コミュニティの安全性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、地域コミュニティを形成し、これを維持発展させるため、情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。

4 市は、施策の方針の決定及び実施に当たっては、関係する地域コミュニティの意思を反映するため、必要な措置を講じるものとする。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 防災の視点からも、市民がその地域で自治の担い手になる必要があり、それを自治基本条例に盛り込むことは意義がある。
- 地域ごとに特性があり、すべての地域を一律に考えることはできない。
- 行政から地域に単に権限移譲をするということを書くのではない。当該地域の課題について、住民はもちろん事業者・教育機関など関係機関が集まって協議をする場があることが保障され、かつそこで決めたことが自治として実効性を持つということが保障されればよいのでは。
- 地域での決定が、行政の施策や議会の議決と抵触しないか、したらどうするか、という決まりを明記しておけばいいのであって、豊中市全域にどのような基礎的団体を作るかを規定する必要は無い。

7. 条例の位置づけについて

○「仕事を進めるプロセスの設計・運用はこの条例の趣旨・目的に即して行わなければならない」ことを定め、市民、議会、行政がともに守り育てていきます。

自治基本条例は、「とよなかの市民自治」を創造していくための基本となる条例として、市民、議会、行政がともに守り育てていくべきものです。それは、行政にとっては、その仕事が法令に基づくものであるか否かにかかわらず、条例の制定改廃をはじめ仕事を進めるプロセスの設計・運用を、この条例の趣旨・目的に即して行わなければならないということを意味します。そのことを、この条例自体に定めておく必要があります。

また、「守り育てていく」ためには、社会経済情勢の変化に即して柔軟に見直しを行うことができるようにしておく必要があります。このことから、この条例は、通常の手続で改正できるようにしておくことが望ましいと考えます。

検討委員会が考えた条文のイメージは・・・

(この条例の位置付け)

市は、他の条例の制定、改廃及び解釈運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨・目的を最大限に尊重するものとする。

(この条例の運用状況の検討)

市長は、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の日後3年以内に運用状況について検討を加えるものとする。

2 市長は、前項の検討の結果に基づき、必要な措置を講じるものとする。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 自治基本条例は、条例という法形式は同じであるが、市の条例体系の中では他の条例よりも上位に位置づけられるべきである。
- この条例の策定や改廃を行う際、他の条例と違う何か特別な条件を設定することできない。
- 最高法規性を宣言するような規定を盛り込むかがひとつの論点である。
- 自治基本条例は、行政をやるための手続き的な横串、市政運営における全体的な規範である。これが最高規範ということになるかは分からないが、この考え方をもって、他の条例や施策を考えてくださいということだと思ふ。
- 最高規範性だというと、平和の問題から福祉の問題まで、すべてについて書かないといけなくなる。自治基本条例は手続きの考え方の法だと思ふ。
- 法令との関係では法令が条例よりも上位規範になるが、これからは各自治体における自主解釈をやっていく時代だから、法令の解釈や運用を自治基本条例の趣旨に従って行うということは考えられるのでは。

8. 議会に関する規定について

8. 議会に関する規定について

○議会に関する規定については、議会における検討にゆだねます。

自治基本条例には、自治の担い手として重要な役割をもつ議会のあり方も規定していくべきであり、これまでの項目でもそのことを前提にしています。しかし、あくまでも市長から意見を求められているこの検討委員会の立場を踏まえて、市民によって選挙された独立の機関である議会について一方的に言及することは避けることとし、議会における検討を踏まえて取りまとめたいと考えます。

なお、条例案の作成に当たっては、その結果を踏まえつつ、全体を統一のとれたかたちに整理していく必要があります。

この項目に関連する検討委員会での意見(参考)

- 法律で定められている内容を確認的に規定するだけであればあまり意味がない。
- 既に法律で定められている内容であっても、自治基本条例にあらためて規定することで、議会も自治の重要な担い手であることを明らかにすることができる。
- 議会の権能を定めるだけでなく、住民投票の結果を尊重すべきことや、自治基本条例の趣旨に即した条例審議を行うべきことなど、議会の責務についても検討が必要。
- 住民投票結果の取扱いの如何については、法的責任というよりもむしろ政治的責任において判断されるべきで、条例上に規定を設けるような問題ではない。
- 市民参加を保障するため、民主主義においては議員の役割が重要だと思う。
- 個別の要望ではなく、オール豊中の視点で市政に携わるといったことを盛り込めればよいと思う。
- 議員の人たちが地域社会に対して説明し、市民の意見・課題を吸い上げ、それを議会の場で政策に反映させていき、また市民に報告していくという働きが大事。このプロセスそのものが市民参加だと思う。

議会における検討結果

(市議会の権限)

市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

市議会は、住民意思の反映を図るため、前条の権限を効果的に行使するよう努めなければならない。

- 2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

議員は、全市民の代表として、前2条に定める市議会の権限及び責務がよりよく果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

参 考

条文のイメージ

目次

前文	
第1章 総則	
第1条	目的
第2条	自治の基本原則
第2章 自治の主体	
第1節 市民及び事業者	
第3条	市民の権利
第4条	市民の責務
第5条	事業者の責務
第2節 市議会	
第6条	市議会の権限
第7条	市議会の責務
第8条	議員の責務
第3節 行政機関	
第9条	市長の権限
第10条	市長の責務
第11条	職員の責務
第3章 自治の運営	
第1節 地域	
第12条	地域自治
第2節 市政	
第13条	市政運営の基本原則
第14条	総合計画
第15条	行政組織
第16条	行政手続
第17条	法令の遵守及び自主解釈
第18条	情報公開及び個人情報の保護
第19条	行政評価
第20条	人材育成
第21条	財政運営
第22条	危機管理
第4章 参加と協働	
第1節 参加	
第23条	参加の原則
第24条	パブリックコメント手続
第25条	附属機関等の委員の選任
第2節 協働	
第26条	協働の原則
第27条	パートナーシップ協定
第5章 市民投票	
第28条	市民投票
第6章 この条例の位置付け	
第29条	この条例の位置付け
附則	この条例の運用状況の検討

前 文

私たちは豊中市民は、これまで、それぞれの時代の社会背景を反映したさまざまな問題をみんなで話し合い、力をあわせて解決することに努めてきました。未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災も市民の力、地域の力で乗り越え、市民一人ひとりが安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指して、さらなる一步を踏み出しました。

こうした経験を通して、私たちは、公共領域を「誰が」「どのように」担うのかを決めるのは私たち自身であり、その選択の結果についての責任は最終的に私たち自身が負わなければならないこと、それが市民社会を担う私たちに課せられた使命であること、を認識しました。

いま、地方自治制度の大きな改革の流れの中にあって、それぞれの自治体が、独自の創意工夫により自治を充実させていくことが求められています。私たちは、一人ひとりが持てる力を十分に発揮して、豊中市がめざす「自治」のすがたを追求し確立していくことを通して、この使命を全うしていきたいと考えます。こうした認識に立って、私たちは、自分の住むまちに関心を持ち、まちの課題を自らの課題として受け止め、情報を共有し、お互いを尊重しながら話し合いを積み重ねることによって、よりよい解決方法を見つけ出し、みんなが責任をもってこれを実行していくことを旨として行動することを決意するとともに、私たちの代表である議会及び市長、さらには職員に対し、私たちの決意を重く受け止めてそれぞれの役割を誠実に果たすことを求め、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにし、また、その主体間における参加と協働の原則を定めることにより、「自己決定」「自己責任」による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、市民、事業者及び市が、それぞれの固有の地位に基づく役割や責任を自覚し、また、これを誠実に果たすことを基本として、それぞれの課題に応じて相互に補い合い、あるいは協働することにより推進されなければならない。

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参加する権利を有する。

2 市民は、市政に参加し、又は参加しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に参加する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立ち、他の市民の市政に参加する権利にも配慮するようにしなければならない。

2 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力してその解決に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に取り組むよう努めなければならない。

第2節 市議会

(市議会の権限)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

2 市議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、住民意思の反映を図るため、前条の権限を効果的に行使するよう努めなければならない。

2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 議員は、全市民の代表として、前2条に定める市議会の権限及び責務がよりよく果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

第3節 行政機関

(市長の権限)

第9条 市長は、市の執行機関として、事務を管理し及びこれを執行する権限を有する。

2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策計画を策定し、人事、財政その他の行政機構を適切に指揮してその着実な推進を図らなければならない。

2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の計画の推進状況及びその成果を毎年公表しなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するとともに、協働型社会における公益の担い手としての能力の向上を図り、市長の政策の実現に向けて最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

第3章 自治の運営

第1節 地域

(地域自治)

第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進し、及び課題の解決を図るため、お互いが協議することのできる自主的な組織（以下「地域コミュニティ」という。）を形成することができる。

2 市民及び事業者は、協力、連携及び相互支援を図りながら、地域コミュニティの安全性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、地域コミュニティを形成し、これを維持発展させるため、情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。

4 市は、施策の方針の決定及び実施に当たっては、関係する地域コミュニティの意思を反映するため、必要な措置を講じるものとする。

第2節 市政

(市政運営の基本原則)

第13条 市は、市政運営が市民及び事業者の負担によって賄われていることにかんがみ、最大限に効率性を発揮してこれを行うものとする。

2 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進するものとする。

3 市は、公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図るものとする。

(総合計画)

第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに即して行うものとする。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、総合計画に即し、かつ、関連する他の計画との間に整合を保つよう配慮するものとする。

(行政組織)

第15条 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、簡素かつ効率的な事務事業の運営に資するものとなるよう十分配慮するものとする。

(行政手続)

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続を整備するものとする。

(法令の遵守及び自主解釈)

第17条 市は、市政運営の公正性及び透明性を確保するため、法令を誠実に遵守し、違法又は不当な事実があった場合は必要な措置を講じるものとする。

2 市は、市の事務に関する法令の適用に当たっては法令の調査研究を重ね、また、その自主的かつ適正な解釈を行うことにより、法務行政を行うものとする。

(情報公開及び個人情報の保護)

第18条 市は、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、市民から信頼される開かれた市政を一層推進するため、情報公開の総合的な推進を図るものとする。

2 市は、行政の適正な執行を図ることにより個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報保護に関し必要な施策を実施するものとする。

(行政評価)

第19条 市は、施策の効果を自ら評価し、評価の結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できるだけ定量的に把握するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、すみやかにその結果を公表するものとする。

(人材育成)

第20条 市は、職務に対する高い意欲及び能力をもった職員を育成するため、人事、研修及び職場運営を人材育成の視点で連携させながら、計画的に実施するものとする。

(財政運営)

第21条 市は、将来の世代の負担に配慮した計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成するものとする。

2 市は、前項の規定により財政見通しを作成したときは、すみやかにこれを公表するものとする。

(危機管理)

第22条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を図る体制を構築し、市民及び事業者と一体となって危機事象に対応するものとする。

第4章 参加と協働

第1節 参加

(参加の原則)

第23条 市政は、多様な市民の参加のもとに進められなければならない。

2 市は、前項の目的を達するため、施策の企画、実施、評価及び改善のすべてを通して、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めるとともに、年齢又は

1T 第4章 参加と協働

国籍を理由として参画を不当に制限することのないようにするものとする。

3 市は、参画に関する市民の苦情を誠実に処理するものとする。

(パブリックコメント手続)

第24条 市は、市の基本的な施策等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して策定の意思決定を行うものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第25条 市は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するに当たっては、第23条第1項の規定の趣旨を踏まえた委員構成となるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等の委員の全部又は一部を公募するものとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合その他やむをえないときはこの限りでない。

第2節 協働

(協働の原則)

第26条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づいてこれを進めるようにしなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の過程、成果その他の情報を公開すること。

2 市は、市民又は事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重するものとする。

(パートナーシップ協定)

第27条 市は、市民又は事業者と協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定又は実施の過程において相互の役割、責務等を定めたパートナーシップ協定を締結することができる。

2 市及び市民又は事業者は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

第 5 章 市民投票

(市民投票)

第 28 条 市に住所を有する満 18 歳以上の者（外国人を含む）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その 3 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

3 市民投票の投票権を有する者は、市に住所を有する満 18 歳以上の者とする。

4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

<注釈>

1. 3 分の 1 という基準は、市民投票の実施を請求しようとする市民に対して、過重な負担を強いるものとなりかねない。

2. 満 18 歳以上とすることで、市民投票の有権者が拡がり、それだけ署名収集の負担や、市民投票の実施に要する経費も増える。2 歳拡げることでどれだけの効果があるのか検討すべきである。

3. 在日外国人の投票資格については、豊中市議会も“定住外国人の地方参政権を求める要望決議”を行っているところから、一定の範囲でこれを認めるべきである。

第6章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第29条 市は、他の条例の制定、改廃及び解釈運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨・目的を最大限に尊重するものとする。

附 則

(この条例の運用状況の検討)

市長は、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の日後3年以内に運用状況について検討を加えるものとする。

2 市長は、前項の検討の結果に基づき、必要な措置を講じるものとする。

資料

検討委員会名簿
検討委員会の取り組みの経過

検討委員会名簿

(仮称)自治基本条例検討委員会は、市長の委嘱を受けた3人の公募市民と5人の学識経験者からなる、自治基本条例制定に向けた検討をするための委員会です。

(仮称)自治基本条例検討委員会委員名簿(50音順)

阿部昌樹 (副委員長)	大阪市立大学法学部教授
有田典代	特定非営利活動法人 関西国際交流団体協議会事務局長
池田敏雄 (委員長)	関西大学法学部教授
坂田 清	公募市民
菅原 宏	公募市民
高須要子	甲南大学法科大学院教授
原 典雄	公認会計士(前 豊中市代表監査委員)
山田廣則	公募市民

検討委員会の取組みの経過

平成 17 年（2005 年）度

第 1 回	3 月 10 日(木)	会議の持ちかた、検討の進め方について決定
第 2 回	4 月 5 日(火)	自治基本条例の位置づけ、前文や目的として定めるべき内容について議論
第 3 回	5 月 9 日(月)	豊中市における“まちづくり”の中心的存在・担い手となるのはどのような人たちかを議論
第 4 回	6 月 3 日(金)	市民参加は何を対象に行われるべきか、参加の時期についてどの段階での参加が考えられるかを議論
第 5 回	7 月 11 日(月)	参加の対象・時期・方法について、総合的に議論
第 6 回	7 月 21 日(木)	まちづくりに参加する権利について、また、その権利が侵害された場合の救済について議論
		「住民投票」について議論
第 7 回	8 月 8 日(月)	「住民投票」について議論
		議会の規定について議論
		自治体の中のさらに小さな地域で、どのような自治が必要かについて議論
第 8 回	8 月 23 日(火)	検討委員会のまとめに向けて、これまでの検討内容を振り返り、論点について検討
第 9 回	2 月 10 日(金)	フォーラムの会場や各市民団体から寄せられた意見に対する回答を確認
		住民の定義など、さらに検討を重ねるべき項目について議論
第 10 回	2 月 24 日(金)	中間報告書：『自治基本条例に盛り込むべき項目とその考え方』に向けた全体の整理
第 11 回	3 月 29 日(水)	中間報告書：『自治基本条例に盛り込むべき項目とその考え方』に向けた全体の整理・まとめ

平成 18 年（2006 年）度

小委員会	(全 4 回)	中間報告書を受けて、条文構成等を検討し、最終報告書についてまとめ
第 12 回	6 月 16 日(金)	小委員会の報告を受け、最終報告書の審議